

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	
○地方自治法施行令第168条の規定により 指定金融機関、指定代理金融機関及び収 納代理金融機関を指定した告示の一部改 正 (会計課)	661	○特定非営利活動促進法に基づく定款変更 認証の申請に係る関係書類の縦覧 (府民力推進課)
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基 づく指定区域の指定 (循環型社会推進課)	〃	○一般競争入札の実施 (医療課)
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基 づく指定区域の指定の一部の解除 (〃)	662	○平成25年度職業訓練指導員試験の実施 (労政・人材育成課)
○クリーニング師の研修及び業務従事者に 対する講習の指定 (生活衛生課)	〃	○土地改良区の定款変更の認可 (農村振興課)
○京都府雇用の安定・創出と地域経済の活 性化を図るための企業の立地促進に関す る条例に基づきものづくり産業等集積促 進地域を指定する告示の一部を改正する 告示 (産業立地課)	663	○道路の位置の指定 (南丹土木事務所)
○平成24年度地籍調査事業計画の変更 (農村振興課)	〃	○都市計画法に基づく工事完了 (〃)
○公共測量の実施 (用地課)	〃	
		教 育 委 員 会
		○落札者の決定
		公 安 委 員 会
		○駐車監視員資格者講習の実施
		選 挙 管 理 委 員 会
		○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程
		○京都府選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
		人 事 委 員 会
		○職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正 する規則
公 告		
○特定非営利活動促進法に基づく設立認証 の申請に係る関係書類の縦覧 (府民力推進課)	〃	

告 示

京都府告示第353号

地方自治法施行令第168条の規定により指定金融機関、
指定代理金融機関及び収納代理金融機関を指定した告示

(平成20年京都府告示第518号)の一部を次のように改
正し、平成25年7月1日から施行する。

平成25年6月28日

京都府知事 山 田 啓 二

収納代理金融機関の表中

「株式会社みずほコーポレート銀行」を削る。

京都府告示第354号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとお
り指定する。

平成25年6月28日

京都府知事 山 田 啓 二

指定区域	埋立地の区分
福知山市上小田小字成戸515の1の一部、515の2、515の3の一部、515の4の一部、515の乙の一部、516の一部、517の1の一部、517の2の一部、518、520、523、524の1、524の2、524の3、524の4、525の一部、526、527の一部、528の2の一部、534の一部、555の1の一部、小字大ズエノ下444の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号



京都府告示第355号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第4項の規定により、同条第1項の規定により指定した指定区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

平成25年 6月28日

京都府知事 山 田 啓 二

告示番号	指定区域	埋立地の区分	指定を解除する区域
平成20年京都府告示第211号	京田辺市草内能戸39の2の一部、宮ヶ森3の1の一部、3の5の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号口、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の32第2号	京田辺市草内能戸39の2の一部（平成25年4月18日付で京田辺市草内能戸39の2から分筆された京田辺市草内能戸39の3に限る。）

備考 この表に掲げる区域は、特に時点が表示された部分を除き、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。



京都府告示第356号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成25年 6月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 主催者の名称及び所在地
 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
 所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
 名称 公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
 所在地 京都市左京区田中西樋ノ口町90番地
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の日程及び会場

(1) クリーニング師の研修

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
平成26年 2月2日 (日)	京都平安ホテル (京都市上京区烏丸通上長者町上る)	100人

(2) 業務従事者に対する講習

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
平成25年 12月15日 (日)	京都府立総合社会福祉会館 (京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375)	50人

4 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	1時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1

洗濯物の処理	1
繊維及び繊維製品	1
レポート	—

5 受講料

- (1) クリーニング師の研修 5,000円
(2) 業務従事者に対する講習 4,500円

6 受講についての問合せ先

公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
(電話 (075) 722-2051)

京都府告示第357号

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例第3条第1項の規定によりものづくり産業等集積促進地域を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年 6月28日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例第3条第1項の規定によりものづくり産業等集積促進地域を指定する告示の一部を改正する告示

京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例第3条第1項の規定によりものづくり産業等集積促進地域を指定する告示（平成25年京都府告示第161号）の一部を次のように改正する。
表森本工業団地の項の次に次のように加える。

南丹市工業適地	南丹市における準工業地域及び工業地域
---------	--------------------

表吉富地域の項、京都新光悦村の項及び南丹市園部町横田工業地域の項を削る。

附 則

この告示は、平成25年 6月28日から施行する。

京都府告示第358号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

平成25年 6月28日

京都府知事 山 田 啓 二

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
福 知 山 市	前	福知山市字観音寺の一部、興の一部及び石原の一部	平成24年 5月18日から平成25年 6月28日まで
	後	〃	平成24年 5月18日から平成25年 9月30日まで

京都府告示第359号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である城陽市長から通知があった。

平成25年 6月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 測量の地域
城陽市東部丘陵地（奈島ほか地内）
- 2 測量の期間
平成25年 7月 1日から平成25年 8月31日まで
- 3 測量の種類
公共測量（基準点測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人設立認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 6月28日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要
 - (1) 名称
特定非営利活動法人長岡京市ふるさとガイドの会
 - (2) 代表者の氏名
別所 昭
 - (3) 主たる事務所の所在地
長岡京市長法寺芝端18番の19
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、わがまち乙訓地域の歴史と文化を学習し、その成果を語り部として、長岡京市と近隣の市民はもとより、この地を訪れる観光客等の皆様に紹介し、乙訓の歴史・文化・伝統を未来の世代に継承すると共に、観光振興に貢献することを目的とす

- る。
- 2 申請年月日
平成25年 5月29日
 - 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局企画総務部乙訓地域総務室及び京都府府民生活部府民力推進課
 - 4 縦覧期間
平成25年 5月29日から平成25年 7月29日まで



特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、定款変更認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 6月28日
京都府知事 山 田 啓 二

- 1 定款変更認証申請を行った特定非営利活動法人の概要
 - (1) 名称
特定非営利活動法人幸風
 - (2) 代表者の氏名
千葉 敏秋
 - (3) 主たる事務所の所在地
京都市南区吉祥院中河原里北町54番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、紙箱組立作業に関する事業を行うことにより、障害者に対する就業機会提供ならびに就労能力の拡充に寄与することを目的とする。
- 2 申請年月日
平成25年 5月10日
- 3 縦覧場所
京都府府民生活部府民力推進課
- 4 縦覧期間
平成25年 5月10日から平成25年 7月10日まで



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成25年 6月28日
京都府知事 山 田 啓 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
高頻度磁気刺激装置及び光トポグラフィ装置 一式

- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成25年 9月30日（月）
- (4) 納入場所
宇治市五ヶ庄広岡谷 2
京都府立洛南病院
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
京都府健康福祉部医療課
電話番号（075）414-4751
 - (2) 入札説明書等の交付期間
平成25年 6月28日（金）から平成25年 7月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成25年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成25年京都府告示第38号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「医療用機械器具」に登録され、役員等調書を提出しているものであること。
 - (2) 5の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
 - (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等販売業の許可を得ている者であること。
 - (4) 納期限までに、確実に納入することができることと認められる者で、当該購入物品の納入後6年間以上部品供給することができ、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制が整備されているものであること。
- 5 入札参加資格及び入札機種についての仕様書との適合の確認
入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料並びに入札機種についての仕様書との適合の確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格及び入札機種についての仕様書との適合の確認を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
平成25年 7月 1日(月)から平成25年 7月22日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後 5時15分まで
- (2) 提出場所
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5429
- (3) 確認通知
入札参加資格の確認については、別に通知する。
- (4) その他
ア 確認資料の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
イ 4の(1)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。
(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先(2)に同じ。
(イ) 提出期限
平成25年 7月12日(金) 午後 5時15分
なお、期限後も随時受け付けるものとするが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
ア 日時
平成25年 8月 9日(金) 午前10時
イ 場所
京都府総務部入札課入札室
ウ 郵送又は持参による場合の入札書の受領期限、提出先等
(ア) 受領期限
平成25年 8月 8日(木) 午後 5時
(イ) 提出先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課長
(ウ) その他
郵送又は持参による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- (2) 入札の方法
本案件は、原則として京都府物品電子調達システム(以下「物品電子調達システム」という。)によって入札を行う案件であるが、持参又は郵便での入札によることができる。
- (3) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、入札説明書において指定する。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 3に掲げる者の入札
イ 4に掲げる入札に参加する者に必要な資格のな

い者の入札

ウ 5に掲げる入札参加資格の確認を受けていない者の入札

エ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札

オ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

カ 物品電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の入札

キ その他物品電子調達システムの使用に当たり、不正の目的を持ってID又はパスワードを使用した者の入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

ケ 5に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

コ 5に掲げる確認がされた入札機種と異なる機種により入札をした者の入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者の入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結し

ないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product
High frequency transcranial magnetic stimulation system and Optical topography system, 1 set
- (2) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 a.m. on Monday, July 1 to 17:15 p.m. on Monday, July 22, 2013
- (3) The time, date and place for tender
10:00 a.m. Friday, August 9, 2013
Tender Room, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-

- dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (4) The deadline for tender by mail
5:00 p.m. Thursday, August 8, 2013
- (5) The time, date and place for the opening of tender
10:00 a.m. Friday, August 9, 2013
Tender Room, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (6) Contact point for the notice
Medical Care Division, Department of Health and Welfare, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan
TEL: (075) 414-4751



職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により、平成25年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成25年 6月28日

京都府知事 山 田 啓 二

1 試験を実施する職種

- (1) 学科試験のみ実施する職種

和裁科

- (2) 学科試験のうち指導方法のみ実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる免許職種のうち、和裁科を除く全職種

2 試験の科目

免許職種	試験の科目
和 裁 科	[学科試験] 1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） イ 縫製法（縫製法、縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
1の(2)に規定する職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規）

3 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

- ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
- イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時

次のとおりとする。ただし、天候の悪化等により災害に関する警報が発令され、試験の実施が困難となるおそれがあると事前に判断された場合は、試験の実施を平成25年9月14日（土）以降に順延することがある。

試験科目	試験日時
学科試験のうち指導方法	平成25年9月7日（土） 9：00～10：00
和裁科の関連学科	平成25年9月7日（土） 10：10～12：20

6 試験場所

京都府立京都高等技術専門学校（京都市伏見区竹田流池町121の3）

7 受験手続

(1) 受験申請書類

- ア 受験申請書、履歴書及び写真（申請前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚）
- イ 受験資格を証する書類（4の(1)のア又はイに該当する者であることを証するもの）
- ウ 試験の免除を受けようとする者は、3に掲げる者に該当することを証する書類

(2) 申請書類の提出方法

申請は提出先への持参又は郵送による。

郵送の場合は、簡易書留によることとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(提出先)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府商工労働観光部労政・人材育成課人材育成担当

(3) 申請書類の提出期間

平成25年 7月16日(火) から平成25年 8月16日(金) まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から午後5時まで(平成25年 8月16日消印有効)

(4) 受験手数料

次に掲げる額の京都府収入証紙により納付すること。

学科試験 3,100円

8 合否判定の基準

(1) 学科試験のうち指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科の全てについて、それぞれ6割以上の得点があり、かつ、学科試験の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合を合格とする。

(2) 学科試験のうち指導方法について6割以上の得点がある場合は、指導方法につき一部合格とする。

(3) 学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科について6割以上の得点があり、かつ、それぞれの学科の科目の全てについて、それぞれの5割以上の得点がある場合は、当該学科につき一部合格とする。

9 合格発表の方法

平成25年 9月13日(金)に合格者の受験番号を府庁内の掲示板に掲出するほか、合格者宛て通知する。

10 その他

(1) 受験申請用紙は、京都府商工労働観光部労政・人材育成課人材育成担当において交付する。

(2) 受験申請用紙の郵送を希望する者は、宛先を明記し、140円切手を貼り付けた返信用封筒(角形2号)を同封の上、京都府商工労働観光部労政・人材育成課人材育成担当に送付すること。

(3) 試験に関する問合せは、京都府商工労働観光部労政・人材育成課人材育成担当(電話075-414-5104)に行うこと。



土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、京都大原土地改良区の定款の変更を平成25年 6月20日認可した。

平成25年 6月28日

京都府知事 山 田 啓 二



建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

平成25年 6月28日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	指 定 指年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
南木第28号	平 25. 6. 19	京都府南丹土木事務所	亀岡市千代川町高野林西田23の1、23の14	m 27.3	m 最小 6.0 最大 6.0



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 6月28日

京都府知事 山 田 啓 二

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市千代川町今津三丁目1の7、1の17、1の194、1の207、1の208、6の2、6の41、69の2、市有地

(関連区域)

亀岡市千代川町今津三丁目1の199、1の204、6の6の一部、6の38、6の39、6の44、69の5、69の7

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市西京区御陵鳴谷6の5

株式会社永田工務店

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第11号

落札者を次のとおり決定した。

平成25年 6月28日

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
京都府立工業高等学校教育用コンピュータ等校内ネットワークシステムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立工業高等学校
福知山市字石原小字上野45
- 3 落札決定日
平成25年 5月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社京都営業所
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 8
- 5 落札金額
251,328,420円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年 4月16日

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第117号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年 6月28日

京都府公安委員会
委員長 瀧 静 子

- 1 講習の期日
講習（駐車監視員資格者講習修了考査（以下「修了考査」という。）を含む。）の期日については、次の表のとおりとする。

実 施 日	
講習の期日	平成25年 8月19日（月）及び平成25年 8月20日（火）
修了考査の期日	平成25年 8月27日（火）

- 備考
- 1 講習は、午前9時から午後5時までとする。
 - 2 修了考査は、午後1時から午後2時30分までとする。

- 2 講習の場所
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府庁内 京都府職員福利厚生センター
- 3 講習の定員
50人
- 4 受講手続
 - (1) 申込受付期間
平成25年 6月28日（金）から平成25年 7月31日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。
なお、受講申込者が3の定員に達したときは、締め切るものとする。
 - (2) 申込受付場所
京都府内の各警察署
 - (3) 必要書類等
 - ア 駐車監視員資格者講習受講申込書
駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、京都府内の各警察署において、平成25年 6月28日（金）から平成25年 7月31日（水）までの間に交付する。
 - イ 写真（受講申込書提出の前日6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） 1枚
 - (4) 申込方法
本籍（外国人にあっては、国籍）、住所、氏名及び生年月日を記載した受講申込書を(2)の申込受付場所に提出すること。
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
 - (5) 手数料
19,000円
手数料は、19,000円に相当する額の京都府収入証紙を受講申込書の手数料欄に貼り付けて納付すること。
なお、手数料は、受講申込書の受付後は返還しない。
- 5 携行品
 - (1) 駐車監視員資格者講習受講票（講習日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）
 - (2) 筆記用具
 - (3) 講習用テキスト（講習の初日に配布する。）
- 6 合格発表
修了考査の合格発表は、修了考査当日のおおむね午後4時から、当該修了考査の会場において、合格者の受講番号を掲示して行う。
なお、合格者には、即日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、講習の課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない（駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考査当日、合格者に教示する。）。
- 7 問合せ先

京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センター
電話 (075) 451-9111 内線5275、5302、5304

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに
公布する。

平成25年 6月28日
京都府選挙管理委員会
委員長 高 屋 直 志

京都府選挙管理委員会規程第 4 号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員
会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 財団法人京都地域医療学際研究所附属病院の項
中「財団法人京都地域医療学際研究所附属病院」を「一
般財団法人京都地域医療学際研究所附属病院」に改め、
同表医療法人社団親和会吉川眼科病院の項中「医療法人
社団親和会吉川眼科病院」を「医療法人社団親和会京都
脊椎脊髄外科・眼科病院」に改める。

別表 3 社会福祉法人健光園特別養護老人ホーム健光園
あらしやまの項の次に次のように加える。

日本ロングライフ株式会社 ロングライフ京都嵐山	同 右京区太秦中山町19 の 6
----------------------------	---------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



京都府選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をこ
ここに公布する。

平成25年 6月28日
京都府選挙管理委員会
委員長 高 屋 直 志

京都府選挙管理委員会規程第 5 号

京都府選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

京都府選挙管理委員会規程（昭和41年京都府選挙管理
委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「告示等」を「公布等」に改め、同
条中「ならびに委員会または」を「及び委員会又は」に、
「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加
える。

ただし、天災その他やむを得ない事情により京都府
公報に登載して公布又は告示を行うことができないと
きは、府庁前の掲示場に掲示してこれらに代えること
ができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成25年 6月28日
京都府人事委員会
委員長 福 井 啓 介

京都府人事委員会規則106-730

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正
する規則

職員の初任給調整手当に関する規則（京都府人事委員
会規則 6-18）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「公署」の右に「並びに人事委
員会が別に定める公署」を加え、同項第 3 号中「並びに
人事委員会が別に定める公署」を削る。

附 則

この規則は、平成25年 7月 1 日から施行する。